

## 特定図書排除に関する住民監査請求書 見出し

### 第1 請求の要旨

1. はじめに
2. 状況や背景について
  - (1) 図書館の位置づけ
  - (2) 本件図書館
  - (3) 特定図書
  - (4) 排除に関する要望の一部
  - (5) 市に強く要望したと推測される関係者らの情報
  - (6) 堺市の検討状況
  - (7) まとめ
3. 地方自治法第242条第1項で定義する支出もしくは怠る事実
4. 違法性について
  - (1) 憲法違反
  - (2) 図書館の自由の原則からの逸脱は著しく不当である
  - (3) 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(図書館法第18条)違反
  - (4) 除籍、廃棄行為の違法
  - (5) 図書館職員としての基本的な職務上の義務違反
  - (6) 公の施設に関する利用制限や差別的扱いとしての違法
  - (7) 児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)違反
  - (8) 堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例違反
  - (9) 本件に関与した「公務員」の国家賠償法上の違法
  - (10) 当然に許されないこと
  - (11) その他
5. 自治体の損害
6. 関係する職員、職務上の責任がある者
7. 監査委員に求める措置
  - (1) 地方自治法第242条の2第1項の考え方
  - (2) 廃棄処分または貸し出し不可能な閉鎖状態で保管しないように当該行為の差止め
  - (3) 当該行為が財産の管理を怠る違法なことであるとの確認
  - (4) 本来の管理状態に復帰させる、もしくは当該怠る事実に係る職員らに損害賠償の命令
8. 議会選出監査委員の除斥の申し立て

第2 請求者 請求者 合計28名 請求者代理人 合計12名 2008年11月4日

### 「事実証明書」の目録

- 第1号証 堺市の公式Webページ「市民の声Q&A」の全文 (冊数、金額などの明示あり)
- 第2号証 インターネット上の「フェミナチを監視する掲示板」から (08年7月～9月) (同10月末)
- 第3号証 「世界日報」08年10月28日「堺市図書館に大量の同性愛小説 5500冊、過激なイラストも」
- 第4号証—1 平成20年度 第2回 図書館事業調整会議 / 平成20年7月25日
- 2 平成20年度 第3回 図書館事業調整会議 / 平成20年8月20日
- 3 BL資料の取扱いについて (館内での確認事項など) / 平成20年8月15日
- 4 BL資料の取扱いについて (通知) (案) / 平成20年9月 3日
- 第5号証 堺市立図書館 資料収集方針 (1990年3月1日)
- 第6号証 堺市立図書館資料除籍基準 (昭和47年4月1日制定、平成13年4月1日改定)
- 第7号証 堺市立図書館で「移動した」いわゆるBL本のリスト (計5706冊)

(2008年9月11日時点) (全273頁のうちの前5頁及び後5頁を提出)

以上